

公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター安全就業基準

(目的)

第1条 この安全就業基準は、公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守)

第2条 会員は、就業しようとするときはこの基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は就業にあたっては次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、作業にあった動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、軽く体をほぐすこと。
- (5) 身体的・体力的機能の低下を自己認識し、能力を超えた無理をしないこと。
- (6) 作業現場では、足下等に常に整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図や連絡を正確に行うこと。
- (8) 出宅から帰宅までは仕事のうち、交通事故に気を付けること。
- (9) 健康には、十分注意し、良好な状態で就業すること。

(作業別安全就業基準)

第4条 会員は、植木剪定、塗装、清掃等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽を着用するとともに、必要に応じて命綱を使用すること。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要のある作業に従事する際は、作業別安全基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第6条 会員は、仕事場との往復時について、交通ルールを守るとともに、腕章を必着し交通事故に注意しなければならない。

2 会員は、路上での仕事に際しては、交通ルールを守るとともに、腕章を必着し交通事故に注意しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、

作業に着手しなければならない。

(器具類の使用)

- 第8条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱い方法により作業すること。
- 2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認しなければならない。
- 3 会員は点検時に不良個所を発見したときは、直ちにセンターに報告する。

(健康管理)

- 第9条 会員は、常に健康の維持管理に努めなければならない。
- 2 会員は、疲労が蓄積しないように、休養をとる心がけがなければならない。

(報告義務)

- 第10条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたとき、又は身体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(その他)

- 第11条 会員は、この基準に定めるものその他、センターより指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は平成2年7月1日から施行する。

附 則

この基準は平成24年4月1日から施行する。